

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府教育委員会

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じて、大阪府特別支援教育就学奨励費支給要綱に則り、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のため必要な経費について援助を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 保護者等の経済的負担能力を測定するため、区分の算定に必要な資料の取得。その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第2項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表4の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第5条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表4の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第5条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府教育庁教育振興室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁教育振興室支援教育課企画調整グループ 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館5階 電話番号:06-6944-6890
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府教育庁教育振興室支援教育課企画調整グループ 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館5階 電話番号:06-6944-6890

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第2条 別表3の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第2号 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表3の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第4条	事後	法改正・条例改正のため。
平成31年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第2条 別表3の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第4条	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表3の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第4条	事後	法改正・条例改正のため。
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	教育委員会事務局教育振興室	大阪府教育庁教育振興室	事後	所属名変更のため。
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	室長 橋本 光能	室長	事後	規則改正のため。
平成31年2月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066	事後	執務場所変更のため。
平成31年2月28日	IV リスク対策	—	IV リスク対策に記載のとおり	事後	規則改正のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	団体内宛名統合システム	団体内統合宛名システム	事後	システム名称修正のため。
令和3年9月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表3の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第4条	大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表4の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第5条	事後	条例改正・規則改正のため。
令和3年9月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表3の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第4条	大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年大阪府条例第85号)第3条 別表4の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年大阪府規則第151号)第5条	事後	条例改正・規則改正のため。